# 日韓議定書の予備的考察 第1条と第3条の語句混交の検討をとおして

# 田中恒吾

#### 要旨

本稿は、1904年2月23日締結の日韓議定書の第1条と第3条において、先行研究の大半や外務省編纂の条約集に正文とは異なる語句が用いられていることに着目し、それらの混交がいかに生じたのかの解明を試みたものである。

本稿は、第1条の誤った語句「施設」(正しくは「施政」)については、これまで多くの研究者が依拠してきた外務省編纂の条約集が原典と明記する、1904年2月27日付けの官報掲載の議定書文には見当たらず、同日の小村壽太外相発林權助駐韓公使宛ての電報内に認められることを突き止めた。くわえて第3条における「保障」と「保証」の混交は、同官報掲載の議定書文にのみ「保障」が用いられたことを明らかにした。この誤った「保障」の語句が官報を原典としたはずの条約集には見当たらないことからも、本稿は外務省編纂の条約集の原典は実際にはこの官報であること、また、それらの混交は単なる誤植の可能性が高いことを主張した。

#### キーワード

韓国併合、朝鮮半島、大日本帝国、大韓帝国、植民地政策

# はじめに

日韓議定書とは1904年(明治37年)2月23日に大日本帝国(以下、日本)と大韓帝国(以下、韓国)の間で締結された、全6カ条の文書を指す(日本語正文については巻末資料参照)。本議定書は同年8月締結の第1次日韓協約から最終的には1910年8月の日韓併合へと至る、日本による韓国植民地化政策の嚆矢となったものである。

韓国併合に至る過程については幾多の研究が存在し、それらの中で日韓議定書も紹介されてきた。例えば山辺健太郎は、以下の点を指摘する。第一に、日本側は本議定書を秘密協定とする予定であったが、韓国内で情報が漏洩したために締結から4日後の2月27日に急ぎ官報で公開したという点であり、日本側では同日まで枢密院にも伝

えていなかった可能性をも指摘する。第二に、議定書の締結過程において日本側が韓国宮廷の一部を買収や脅迫したことを問題視する。第三に、第1条に含まれる「忠告」が国際法上の命令と同義であることや、第4条の土地収用規定から、韓国の保護化は本議定書によって実質上なされたと指摘する<sup>1</sup>。また、森山茂徳は、日韓議定書とは対露戦争準備を進めた日本が秘密の攻守同盟の締結を韓国との間に目指したものと指摘した上で、最も重要な点は、議定書第5条において他国と自由に条約を結ぶ権利を韓国政府から剥奪したことと指摘する<sup>2</sup>。

これらの研究を受けて最も精緻に日韓議定書の締結過程を考察したのが、海野福寿である。海野は、後に詳述するように、日本側が策定した第1条案中の「大韓帝国政府ハ大日本帝国政府ニ信頼シ、大日本帝国政府ノ助言及助力ヲ受ケ」において、韓国側が「助力」に抵抗したことから最終的に削除されたことや、日露開戦以前の議定書は密約として構想されていたが、開戦後はむしろ積極的に公表することで韓国の中立声明の無効化が目指されたことを新たに指摘した³。その上で海野は森山同様に、同議定書は条約締結権に制限を加える点において実質的な第1次保護条約であり、大韓帝国の終わりの始まりであったと評した⁴。

このように日韓議定書は、十二分にその経緯や内容、意義が考察されてきたように 見受けられよう。しかしこれら研究において見過ごされてきた問題が存在する。それ が日韓議定書の第1条と第3条の語句にバラつき(混交)が存在するという問題であ る。

例えば、政策研究大学院大学と東京大学東洋文化研究所が運営するオンライン・データベース「世界と日本」は、第1条を次のとおりとする。すなわち、「日韓兩帝國間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ東洋ノ平和ヲ確立スル爲メ大韓帝國政府ハ大日本帝國政府ヲ確信シ施設ノ改善ニ關シ其忠告ヲ容ルル事<sup>5</sup>(以下、本稿の傍点は全て引用者)」である。ところが別の資料によれば第1条の韓国語文は、日本語文の「施設」

<sup>1</sup> 山辺健太郎『日韓併合小史』岩波新書、1966年、151-155頁;山辺健太郎『日本の韓国併合』 太平出版社、1966年、273-281頁。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 森山茂徳『日韓併合』吉川弘文館、1995年、87-89頁。

<sup>3</sup> 海野福寿『韓国併合史の研究』岩波書店、2000年、113-117頁。

<sup>4</sup> 海野福寿『外交史料 韓国併合』上巻、不二出版、2003年、54頁。

に当たる箇所は漢字で「施政」が用いられており、英語訳文も「施政」を意味する「administration」が使用されている $^6$ 。つまり日本語文のみが韓国語文や英語訳文と異なっているのである。

また、上記データベースによれば日韓議定書第3条の日本語文は、「大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ獨立及領土保全ヲ確實ニ保證スル $^7$ 」となっている。しかし本議定書の締結を日本国内に公示した1904年2月27日付の官報に掲示された条文では、「保證 $^8$ |ではなく「保障|の字が用いられているのである $^9$ 。

こうした語句の混交は、第1条については藤村道生や海野により既に指摘されてきたことではある<sup>10</sup>。しかし藤村や海野はあくまでも混交の存在を指摘したのみで、いかなる過程においてそれら混交が生じたのかについては考察してこなかった。そこで本稿は、第3条も含めてこうした点の解明を試みることとし、それにより日韓議定書の再検討の礎と為さんとするものである。

# 1. 第1条の検討

# (1) 混交の実態

さて、第1条の「施設」と「施政」の混交であるが、まずもって排除するべきは、 データベース「世界と日本」が原典から転記する際に誤植を引き起こした可能性であ ろう。しかしそれは議定書締結から6年後の1910年に出版された喜田貞吉の『韓国の

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 「日韓議定書」1904年2月23日、データベース「世界と日本」、政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所、<a href="https://worldjpn.net/">(本稿の最終アクセス日は全て2023年1月29日)。

<sup>6</sup> 外務省條約局『舊條約彙纂』第3巻(朝鮮・琉球)、1934年、187頁、国立国会図書館デジタルコレクション<a href="https://dl.ndl.go.jp/pid/1449577/1/18">https://dl.ndl.go.jp/pid/1449577/1/18</a>。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 「日韓議定書」1904年2月23日、データベース「世界と日本」。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 議定書締結当時、手書きでは「保証」が、印字では旧字の「保證」が多く用いられていた。 本稿では、原則として原文のまま使い分けて使用する。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 「官報」第6194号、1904年2月27日、国立国会図書館デジタルコレクション <a href="https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/2949503/1/1">https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/2949503/1/1>。

海野『外交史料 韓国併合』、90頁;藤村道生「日韓議定書の成立過程—大三輪長兵衛韓 国関係文書「諸事抄録」「渡韓始末録」の史料解説として」『朝鮮学報』第61輯(1971年)、 197-198頁。

併合と国史』に施設の文言が見受けられることから直ちに否定される $^{11}$ 。また、先に紹介した山辺や森山の研究、さらには本稿執筆時点において最新の研究である森万佑子も同様に第 $^{12}$ 条の文言に施設を用いている $^{12}$ 。

そこで同データベースが原典とする1965年に外務省が編纂した『日本外交年表並主要文書』を確認すると日本語文第1条は、施政ではなく施設の語句が用いられているのであった<sup>13</sup>。ではこれまでの多くの先行研究は、このデータベースや原典を参照したがゆえに誤植の連鎖が生じたのかというと話はそう単純ではなく、より複雑な様相を呈していく。

そもそも1965年編纂の『日本外交年表並主要文書』は、何を原典としたのだろうか。同書はそれを先に紹介した、日韓議定書の締結から4日後の1904年2月27日の官報だと記す<sup>14</sup>。そこで実際に当日の官報(第6194号)を確認してみると、確かに日韓議定書が2月23日に調印された事実とともに、議定書の日本語文が附記されている。問題はその内容である。官報掲示の第1条には施設ではなく、正文にある施政が用いられているのである<sup>15</sup>。1965年編纂の『日本外交年表並主要文書』が、本官報を原典としたと記しているにもかかわらずである。

ここで、外務省が1965年以前に編纂した条約集を確認してみたい。それが1934年に外務省條約局が編纂した『舊條約彙纂』(以下、ルビは全て本稿筆者)である。本書は、海野編集『韓国併合 外交史料』おいても日韓議定書の原典として用いられるなど、長らく外交当局者や研究者によって参照されてきた条約集である<sup>16</sup>。

この『舊條約彙纂』においても日韓議定書第1条は、施政ではなく誤った施設の語句が用いられており、さらに原典は『日本外交年表並主要文書』と同様に、1904年2月27日付けの官報だと明記されているのであった<sup>17</sup>。果たしてこれはどういうことな

<sup>11</sup> 喜田貞吉『韓国の併合と国史』三省堂、1910年(『韓国併合史研究資料③』龍渓書舎、1995 年に再録)、166頁。

<sup>12</sup> 森万佑子『韓国併合 大韓帝国の成立から崩壊まで』中公新書、2022年、145-146頁。

<sup>13</sup> 外務省編纂『日本外交年表竝主要文書 第3版』上巻、原書房、1972年、223頁。

<sup>14</sup> 同上。

<sup>15 「</sup>官報」第6194号、1904年2月27日。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 海野『韓国併合』上巻、382-383頁。

<sup>17</sup> 外務省條約局『舊條約彙纂』第3巻、187頁。

のだろうか。

# (2) 語句の用法確認

一つの可能性としては、日韓議定書が策定された明治37年の日本では、施設と施政が同義の語句として日常的に混交されていた可能性である。そこで当時の辞書を確認したい。まずは1890年刊行の『日本辞書 言海』である。同書において施政は、「政を施すとこと」と説明される一方、施設の項目は存在しない<sup>18</sup>。また、1893年刊行の『日本大辞書』においては、施政は「政治」、施設は「コシラへ設ケル」と説明されている<sup>19</sup>。このように当時の日本においても、施設と施政は異なる意味の言葉として用いられていたことがわかる。

では次に、明治37年前後における施政と施設が公文書においてどのように用いられていたのかを、データベース「世界と日本」の検索結果を踏まえて以下二つの文書にて確認したい。

第一に、日韓議定書締結前年の1903年6月23日に閣議決定された「満韓ニ關スル日露協商ノ件」である。本文書は、満州と朝鮮半島における日露間の勢力圏確定交渉における、韓国と中国福建省に対する日本の対応を定めたものである。この中で施設は、「(引用者注:清國)領土ノ分割ハ容易ニ行ハレサルヘキモ我方ニ於テハ結局或ハ右ノ場合ニ立到ルヘキヲ豫想シテ之ニ備ヘンコト萬全ノ策ナルヘク而シテ右ニ關スル施設ノ骨子トモ云フヘキ鐵道經營ハ(後略)目下旣ニ清國當路者ト交渉中ニ在リュとの文中に見出される。つまり清国領土の分割という万が一の事態に備える我が方の「施設」の骨子として、福建省から江西省に至る鉄道利権の確保の必要性が指摘されている。

第二に、日韓議定書締結から3カ月後の1904年5月31日に閣議決定された「對韓施

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 大槻文彦編『日本辞書 言海』第3冊、1890年、443頁、国立国会図書館デジタルコレクション <a href="https://dl.ndl.go.jp/pid/992954/1/295">https://dl.ndl.go.jp/pid/992954/1/295</a>。

山田美妙編『日本大辞書 第6版』1895年、829頁、国立国会図書館デジタルコレクション <a href="https://dl.ndl.go.jp/pid/2938229/1/435">https://dl.ndl.go.jp/pid/2938229/1/435</a>。

<sup>20 「</sup>満韓ニ關スル日露協商ノ件」1903年、外務省編纂『日本外交年表並主要文書』、210-212頁。

設綱領」である。本文書は、同日の閣議において「帝國ハ韓國ニ對シ政事上及軍事上 ニ於テ保護ノ實權ヲ收メ經濟上ニ於テ益々我利權ノ發展ヲ圖ルヘシ²¹」と決定された ことを受けて、「帝國政府ノ韓國ニ對スル大體ノ方針ニシテ決定セラレタル上ハ之ニ 基キ施設スへキ綱領ヲ定メ事ノ緩急ト時機ノ當否トニ鑑ミ之カ實行ニ着手セントス」 とし、喫緊の対応が必要な国防、外交、財政の3分野における大綱を定めたものであ る。その中で財政については、「財政ナルモノハ百般行政ノ基礎ナルカ故ニ之レカ整 理ニ依リテ行政各部ノ弊害ヲ匡正センコトハ施政改善ノ實ヲ舉クルニ於テ最モ便易ノ 方法ナレハナリ²²」と、「施政」が用いられている。

これら二つの公文書からは、まず「施政」が現代の意味合い同様に、政治を行うこととして用いられていることが確認される。その一方で「施設」については、「施設スへキ綱領」との例がまさに示すように、辞書で確認した「こしらえて設ける」、あるいは意訳するならば「ほどこし、設ける」行為そのものを指す用法が確認される。以上から、日韓議定書締結当時の公文書においても「施政」と「施設」は、明確に区別されていたことが確認される。

それでは何ゆえに第1条において語句の混交が生じたのだろうか。この点を検討する前に、第3条の混交の実態について先に整理したい。

# 2. 第3条の検討

# (1) 混交の実態

先述したようにデータベース「世界と日本」では、第3条は「大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ獨立及領土保全ヲ確實ニ保證スル事」となっており「保證」が用いられている。ちなみに前節で紹介した1934年と1965年にそれぞれ外務省が編纂した条約集や先行研究においても同一の語句が使用されており、この点において混交はない。

ところが、これら両条約集が原典としたはずの1904年2月27日の官報のみに「保 證」ではなく「保障」の語句が使用されているのである<sup>23</sup>。ちなみに1934年の『舊條約

<sup>21 「</sup>對韓方針に關する決定」1904年、同上、224-228頁。

<sup>22</sup> 同上。

<sup>23 「</sup>官報」第6194号、1904年2月27日。

彙纂』には日韓議定書の日韓双方の正文と英文訳が掲載されている。これらを確認すると日韓正文ともに漢字の「保證」が用いられており、英語訳文においては「保證」と「保障」どちらの意味も有する「guarantee」が当てられている。

そうであれば単に官報作成者による誤植と片付けて良いのかもしれない。しかしここで思い起こすべきことは、外務省の二つの条約集の原典が、2月27日付の官報とされている点である。これが事実ならば、条約集には「保障」が用いられていなければならない。しかしこれら条約集には正しい「保證」が用いられているのである。果たしてこれはどういうことなのであろうか。

# (2) 語句の用法確認

まずは第1条同様に、当時の用法を辞書にて確認したい。先の『言海』で保證は、「確ク誓フ」という意味とされ、「請合フコト」と説明されている。一方で保障の項目はない $^{24}$ 。また、『日本大辞書』においても保證は、しっかりと誓って約束する意とされ、「請ケアヒ」と説明されているものの、こちらにも保障の項目はない $^{25}$ 。

そこで、より当時の用法を確認するべく漢和辞典を確認したい。日韓議定書から6年後の1910年(明治43年)に編纂された『漢和大辞林 増訂版』によれば、保證は「うけあふこと、即ち人の行為、又は資力につき、確定せる意見をのべ、之に對して責任を負ふこと」と定義されている。一方で保障は、「障害せられざるを保證すること」と定義されている。つまり保障は、広義においては保證と置換可能な言葉として紹介されているのであった。

それでは次に、日韓議定書締結前後の公文書における保證と保障の使い分けを確認したい。先述のデータベース「世界と日本」を利用して1868年(明治元年)から日韓議定書締結の1904年までに締結された協定や条約を確認すると、本文中に「保證」が含まれる例はいくつか確認できる。

<sup>24</sup> 大槻『日本辞書 言海』第1冊、97頁;大槻『日本辞書 言海』第3冊、925頁。

<sup>25</sup> 山田『日本大辞書 第6版』211、1282頁。

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 郁文舎編輯所編『漢和大辞林 増訂版』1906年、73頁、国立国会図書館デジタルコレクション <a href="https://dl.ndl.go.jp/pid/862748/1/54">https://dl.ndl.go.jp/pid/862748/1/54</a>。

その一つが、1883年7月25日締結の「朝鮮國二於テ日本人民貿易ノ規則」である。 同規則第2款では、日本の商船が朝鮮国に入港する際に提出が求められる入港届書と 積荷目録について、船長またはその代理人が記名押印することによって、記載内容の 正確さを「保證」することが定められている<sup>27</sup>。

もう一つの例としては、1886年4月29日締結の「日米犯罪人引渡條約」が挙げられる。第6条「犯罪人ノ假逮捕」において、相手国から殺人や放火などの罪を犯したとして逮捕状が発布され、かつ、同条約の手続きに基づき引き渡し請求が為されることを相手国の外交官が「保證シタルトキハ」、他方の締約国が当該人物を逮捕・拘留した上で、相手国からの関係書類の到着を最大2カ月間待つべきものと規定する<sup>28</sup>。

このように日韓議定書締結当時においても保證とは、現代の保証と同様に、間違いなく大丈夫であると請け合うこと、万が一損害が生じた場合その責めを負うことを約する意味で公文書に使用されていることが確認される。英語で考えるのならば、「warrant」や「guarantee」が該当するだろう。

他方で同時期の1868年から1904年までに日本が他国と締結した協定や条約に「保障」を用いた例をデータベースでは確認することが出来ず、1885年6月19日にフランスと清国が締結した修好通商平和条約(天津条約)のみが見出される。

1884年から1885年にかけての清仏戦争を終結させる本条約は、敗戦国である清国がベトナムに対する宗主権を放棄し、戦勝国であるフランスがベトナムの保護権を獲得することを規定したものである。第 1 条第 2 項においては清国の義務として、ベトナムのトンキン地方から清国内へ逃げ込んだ反乱分子の取り締まりと、本条約によって清国に与えられた「國境安全ノ保障」に鑑み、清国軍隊の越境を禁止する内容となっている。また、同条第 4 項ではベトナム国において平和裡に生活を送っている清国人に対しては、その身体及び財産に対してフランス保護民と同一の「保障」付与を規定している $^{29}$ 。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 「朝鮮國二於テ日本人民貿易ノ規則(朝鮮国に於て日本人民貿易の規則)」1883年7月25日、 データベース「世界と日本 |。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 「日米犯罪人引渡條約(日米犯罪人引渡し条約)」1886年4月29日、データベース「世界と日本 |。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 「修好通商平和条約」1885年6月9日、データベース「世界と日本」。

当時の日本国内における「保障」の用法を更に知るべく、公文書等にまで検索の幅を広げると、日韓議定書が締結される約2週間前の1904年2月10日渙発の対露宣戦詔勅が見出される。本詔勅において明治天皇は、最早帝国の「將來ノ保障」は「旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ」とし、日露開戦の正当性を日本の安全保障の確保に求めたのであった30。

こうした公文書の実例から、「保障」は漢和辞典にて確認されたように、責任をもって安全を請け負うこと、あるいは、立場や権利などが犯されないように主体的に守ることであり、平和や安全と密接に結びつく語句として用いられていたことが確認できる。英語で表すならば、安全を確保するという意味合いの secure や protect、また guarantee が該当するだろう。

ただし、漢和辞典においても「保障」が「保証」と広義において置換可能とされていたように、公文書においてもこれらの使い分けはしばしば混乱を生じさせていたようである。その象徴的な例が、第1次門戸開放通牒の日本語訳文である。

米国務長官ジョン・ヘイ (John M. Hay) が1899年12月20日に発出した本通牒の最終段落を、データベース「世界と日本」は次のとおりとする。すなわち、「清國全土ヲ通シテ萬國ニ對スル貿易ノ自由ヲ維持スルハ英國政府ノ確定政策ナル旨再三同政府ヨリ保證アリタルハ當國ノ提議ニ對シ同國カ直ニ贊同ヲ表スヘキコトヲ保障スルモノナリト信ス又前記ノ宣言ハ當國駐割日本國代表者ヨリ屢々當政府ニ申入レタル保證ト其ノ旨ヲ同クスル所ニシテ日本國商業上ノ利益カ右宣言ニ因テ増進セラルルコトモ亦當政府ノ確信スル所ナリ<sup>31</sup> (下線は引用者)」である。このように同宣言は同一文書内に「保障」と「保證」が使い分けられている極めて珍しい例となっている。

しかしこれまでに確認してきた意味合いから判断すると、下線部の「米国による本 提議の趣旨に英国政府が直ちに賛同を表明するであろうことを保障するものと信ず る」とある部分は、「保障」ではなく「保證」を用いるべきではないだろうか。

そこで念のため原典を確認してみたい。データベースはその原典を2013年公刊の

<sup>30 「</sup>露國に對する宣戰の詔勅(露国に対する宣戦の詔勅)」1904年2月10日、同上。

<sup>31 「</sup>第一次門戸開放通牒」、1899年12月20日、同上。

『現代国際関係の基本文書』とする。確かに同書を確認したところ、上記のとおり「保障」と「保證」を使い分けているものの、同書は参照した原典を明記していない<sup>32</sup>。そこで外務省編纂の『日本外交文書』に収録されている史料と照らし合わせたところ、おそらくその原典は上記同様に二つの語句を使い分けている、1899年12月22日付の米國駐箚小村壽太郎公使から青木周蔵外相宛ての電報に含まれた日本語訳文だと考えてほぼ間違いない<sup>33</sup>。

ここで本通牒の正文である英語文を確認すると、日本語訳文の「保障」に該当する部分にはinsure が用いられている。Insure とは、商品の盗難や損壊に対する金銭的補償を事前に手配をすること、つまりは保険を掛けることを第一義的に意味するが、アメリカ英語ではensureと同義であり、危険や不測の事態から守ることや、保證・請け負うという意味も含まれる。前後の文脈的に保険を掛けるという意味では通じず、むしろ英国が門戸開放通牒に賛同表明を行うことが確かなことだと請け負うという意味であることから、保障ではなく保證が本来の訳であるべきことが明らかとなる。つまり、これまで「保障」と「保證」が使い分けされてきた第1次門戸開放通牒は、本来全てを「保證」と訳すべきだったのである。

ここで、改めて日韓議定書の第3条を考えてみたい。第3条の正文「大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ獨立及領土保全ヲ確實ニ保證スル」との趣旨は、大日本帝国政府が、大韓帝国の「独立及び領土の保全」を請け負うとの意味である。もしこれが「保全」を削除して「独立及領土」との表現だったのならば、日本が主体的に韓国の「独立及領土」を守る意味合いを積極的に出したい場合には「保障」を、そうでない場合には「保證」の双方を選択可能であったろう。しかし本条文では、保護して安全とする意味合いを持つ「保全」が独立及び領土に懸かっており、保全との重複を避ける観点から「保障」ではなく、「保證」がより適切だと判断される。

それでは第3条の混交は、単なる官報の誤植なのであろうか。次節ではこれまでの

第2 鹿島平和研究所『現代国際関係の基本文書』上巻、日本評論社、2013年、101-103頁。

<sup>33</sup> 米國駐箚小村公使発青木外相宛電報「米國ノ提議ニ對スル列國ノ態度並ニ米國ノ意向報告ノ件」1899年12月22日、外務省編纂『日本外交文書』第37巻第1冊、日本国際連合協會、1958年、215-219頁。

検討を踏まえ、日韓議定書の策定背景とその成立過程を先行研究および日本側の外交 史料を用いて整理・考察することで、第1条と第3条の混交がいかなる理由・経緯に より生じたのかの解明に挑むこととしたい。

# 3. 解明を目指して

# (1) 議定書の背景

そもそも日韓議定書とは、どのような背景から誕生した文書なのであろうか。要言 すればそれは、日本が朝鮮半島を確実に自らの勢力下に収めるとの意思表明であった。

ではなぜ日本は朝鮮半島に興味を有したのか。それは日本にとって朝鮮半島が長崎県対馬からわずか50キロ程の距離にあり、古来よりまさに世界へとつながっている主要な出入り口であったという地政学的な枢要さとともに、当時の日本にとっては米穀や金の重要な輸入先でもあったからである<sup>34</sup>。

しかしそうした朝鮮半島は、古来より中国歴代王朝の冊封を受け、間接的ではあったが中国の支配下にあり鎖国を継続していた。そこで日本は出入り口の開け閉めを自らの意思にて確実に行うべく、また、同地をより一層自由に利用するべく、1875年の江華島事件を契機として日朝修好条規を翌年に締結した。これにより日本は、朝鮮王朝を自主独立の国として定め、開国を強制させたのであった。これに驚いた清が直接・間接に朝鮮王朝への関与を強めると、朝鮮王朝内が分裂するとともに、日清間においても緊張の度合いが増して最終的に日清戦争に至った。これに勝利した日本は朝鮮の独立を清に認めさせたものの、ロシアが中国東北地域の満州から不凍港が確保できる朝鮮半島への南下を狙って三国干渉を主導し、同地をめぐる緊張関係は高まった。一方、韓国では明成皇后(閔妃)を中心にロシアに接近して対日牽制を試みた。そこで日本が主導して1895年10月に皇后を殺害すると反日感情が急激に高まり、皇帝(高宗)は1年もの間、ロシア公使館に匿われた状態で政務を執った。いわゆる露館播遷である。結果、同半島における日本の影響力は減衰の一途をたどり、韓国の宮

中・府中ともに「ロシアに非ずば官に非ず」という様相を呈していた<sup>35</sup>。

<sup>34</sup> 山辺『日韓併合小史』、49、110-113頁;陸奥宗光『蹇蹇録』中公クラシックス、2015年、132-133頁。

<sup>35</sup> 山辺『日韓併合小史』、118-119、124-125頁;林権助『極東動乱出先外交経験秘話―葛藤するロシア、中国、韓国、日本』書肆心水、2022年、116頁。

しかし1900年に清で発生した義和団事変の鎮圧を理由にロシア軍が満州地域へ大量 出兵したことにより、日本の劣勢は転機を迎えることとなった。ロシアは事変後も満 州に駐留し続けて同地支配の既成事実化を最優先とした結果、朝鮮半島への南下意欲 を減少させたのである<sup>36</sup>。またこの頃、韓国皇帝は強大化し過ぎたロシアの影響力を 嫌い、日本の利用を画策し始めていた。そこでロシアは1901年1月、韓国問題を先延 ばしするべく日本側に対して韓国中立化案を提示した。しかし駐清公使の地位にあっ た小村を中心に日本の主たる外務官僚は韓国と満州の問題を抱き合わせて処理するべ きとの意見であったことから、日露交渉は難航した<sup>37</sup>。

日露交渉の行く末に危機感を覚えた桂太郎は、1901年6月の自身の組閣に際し、韓国の保護国化を自らの政綱の一つに掲げた。これが日本政府が公的に韓国の保護国化を明示した初の事例だと、海野は指摘する38。その後も日本国内には日露交渉を優先すべきとの考えが存在したが、1902年1月に日英同盟が成立することとなった39。

日英同盟の成立に驚愕したロシアは、同年4月より満州南部地域からの第1次撤兵を開始したものの、1903年4月に設定された第2次撤兵期限が遵守される保証はなかった。実際この撤兵期限は反故にされたことから1903年4月、山県有朋、伊藤博文の両元老、桂首相、小村外相(1901年9月に駐清公使から外相へ就任)が協議し、日本に有利な形での満韓交換論を基軸とした対露交渉に臨むことが決定された40。しかし日露双方の懸隔甚だ大きく、交渉妥結は最早絶望的であった。このような状況下において生じたのが、韓国を我が方に引きつけておくための攻守同盟案であった。これが後の日韓議定書として結実するのである。

#### (2)議定書の成立経緯

日本側でこの構想が具体化し始めた最初期の資料が、1903年9月29日付けの小村外

<sup>36</sup> 山辺『日韓併合小史』、139頁。

<sup>38</sup> 海野、同上、87頁。

<sup>39</sup> 千葉「満韓不可分論」、65-68頁;小松緑『明治外交秘話』原書房、1976年、154-164頁。

<sup>40</sup> 海野『韓国併合史の研究』、96-97頁。

相から林權助駐韓公使へ宛てた直筆書簡である。この中で小村外相は、仮に対露交渉が日本に有利な形で妥結したとしても、あらかじめ韓国皇帝を我が方に引きつけて置かなければ「同国ニ於ケル我将来ノ施設上大ニ不便ヲ感スルコト可有之」と述べ、そのための手段と方法に関して林公使の見解を問うた⁴¹。その返信として林公使は、個人的には秘密条約は日本の障害に成り得るとして反対を表明しつつも、韓国皇帝を我が方に引きつけて置くことについては「韓国ニ於ケル我将来ノ施設ヲ軽易ニスル為メ」に必要として二国間取り決めの構想自体には賛同したのであった⁴²。

この小村外相と林公使の往復書簡に見えるように、最初期の構想案では「施政」ではなく「施設」の語句が用いられていた。とくに小村から林宛書簡においては、手書きで「施設」が用いられていることから、意図的な使用だと判断できる。

その後、林公使は1903年の年末までには密約原案を策定した。しかしその中には、小村外相と林公使の往復書簡に含まれていた「施設」や「施政」、さらには後の第3条で用いられる「保証」や「保障」の語句は使用されていなかった。原案の全条文は次のとおりである $^{43}$ 。

- 一. 日韓両国国際上ノ障碍ヲ厳重ニ措処シテ情誼ヲ完全ニ疏通スル事。
- 一. 東亜大局平和ニ関シテ万一時変ニ際当スレバ、日韓両国ガ誠実ナル情誼ヲ 互相提携シテ安寧秩序ヲ永久ニ維持スル事。
- 一. 未備細目ハ、外部大臣ト日本代表者間ニ随機妥定スル事。

年が明けた1904年1月11日、林公使は韓国皇帝から密約締結の同意を取り付けたこと、宮廷内の反対論を抑え込める見込みが立ったことを小村外相に報告し、早期の密

<sup>41</sup> 小村大臣発林公使宛電報「日韓間ニ秘密条約締結ニ関スル件」1903年9月29日、大韓民國教育部国史編纂委員會『駐韓日本公使館記録』第19巻、亮程社、1991年、533頁。

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> 林公使発小村大臣宛電報「日韓間秘密条約締結ニ関する件」1903年10月14日、同上、534-535頁。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> 「第一案(公使館初案)」日付不明、海野『外交史料 韓国併合』上巻、62頁;外務省編纂『日本外交文書』第36巻第1冊、日本国際連合協会、1957年、776-777頁。

約締結に自信をみせた⁴。林公使は1月19日に韓国側との本格的交渉に入り、以下の第1次修正案を韓国側に提示した⁴。

- 一. 韓日両国間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ、東洋ノ平和ヲ確保スル為、両国政府ハ常ニ誠実ニ互相ノ意思ヲ疏诵シ、日、緩急互ニ相扶掖ス可シ。
- 一. 両国政府ハ大韓帝国ノ皇室ノ安寧及其領土独立ノ保全ヲ誠実ニ保障ス可 シ。
- 一. 両国政府ハ相互ノ承認ヲ経スシテ、後来、本協約ノ趣意ニ反ス可キ協約ヲ 第三国トノ間ニ訂立スル事ヲ得ス。
- 一、未悉ノ細条ハ大韓帝国外部大臣ト大日本帝国代表者間ニ臨機妥定ス可シ。
- 一. 本協定ハ両国互二秘密ニ附ス可シ。

このように「施政」や「施設」は未だ見えない一方で、ここに「保障」が初登場する。翌20日の朝、第1次修正案に対する韓国側の対案が示され、同日中に林公使が韓国側対案を小村外相に回送したところ、小村からは韓国側対案を無視し、1月19日付の第1次修正案について以下の修正を施すよう訓令がもたらされた46。それに基づいて作成されたのが第2次修正案であり、ここに「日韓議定書」という名称が初登場する。その主な修正内容は、先の第2条を二つの条文に分けることにあり、「大日本帝国政府ハ、大韓帝国皇室ノ安全康寧ヲ誠実ニ保証スル事」を第2条とし、新たに第3条「大日本帝国政府ハ、大韓帝国ノ独立及領土保全ヲ確実ニ保証スル事」の設置であった47。このように小村外相が意図的に「保障」を「保証」へと置き換えた。その理由としては、前節で考察したように保全との重複を避けたためと考えられる。これ以降、議定書案において「保障」の文字が使用されることはない。

翌21日、小村外相は林公使に対して、自らが手を入れた第2次修正案に基づいて即

<sup>44</sup> 林公使発小村外相宛電報「日韓密約締結ノ豫想並韓廷ノ懷柔大體成功ノ状況等報告ノ件」 1904年1月11日、『駐韓日本公使館記録』第19巻、334-335頁。

<sup>45</sup> 林公使発小村外相宛電報、1904年1月19日、同上、460-463頁。

<sup>46</sup> 小村外相発林公使宛電報、1904年1月20日、同上、469-470頁。

<sup>47</sup> 同上。

時の密約調印を訓令し、23日までの調印が予定された。しかし密約調印の動きを察知したロシアが韓国へ牽制を行うと、韓国内では対露関係の悪化を懸念する声が強まった。そこで韓国は21日に局外中立声明を発出して日本にもその受諾を迫った。そこで小村外相は性急な密約締結は日本の立場を悪化させかねないと判断して、密約締結交渉については一旦中止とし、適当な時期まで延期を林公使へ訓令したのであった<sup>48</sup>。

しかし2月に入ると日韓議定書交渉は突如として再開される。この具体的な経緯は不明なるも、同月6日に日露両国間の外交関係が断絶したことが影響を及ぼしたと考えて間違いなかろう。2月8日及び9日には、日本の連合艦隊が旅順港と仁川港外にてロシア軍艦を奇襲し、翌10日に先述した宣戦の詔勅が渙発されたのであった49。

密約交渉の再開に備えて林公使側で準備していたのが以下の第3次修正案である<sup>50</sup>。

- 第1条 両帝国ハ恒久不易ノ親交ヲ保持シ、東洋ノ平和ヲ確立スル為メ、韓国 ハ日本ニ信頼シ専ラ助言ヲ受ケ、内治外交ヲ改良スル事。
- 第2条 大日本帝国政府ハ大韓帝国ノ皇室ノ安全康寧ヲ保証スル事。
- 第3条 大日本帝国政府ハ大韓帝国ノ独立及領土ヲ確実ニ保全スル事。
- 第4条 第三国ノ侵害若クハ内乱ニ当リ、大日本帝国政府ハ臨機必要ノ措置ヲ 取ル事。
- 第5条 此条約二違反スル協約ヲ第三国ト結ハサル事。
- 第6条 未備ノ条項ハ追テ議定スル事。

<sup>48</sup> 小村外相発林公使宛電報、1904年1月26日、海野『韓国併合 外交史料』上巻、79頁。

<sup>49</sup> 当時の国際法では、宣戦布告無き開戦は違法ではなかったとされる。横手慎二『日露戦争 史 20世紀最初の大国間戦争』中公新書、2005年、113-115頁。

<sup>50 「</sup>議定書」日付不明、海野『韓国併合 外交史料』上巻、80頁:外務省編纂『日本外交文書』 第37巻第1冊、文書番号376、339-340頁。この第3次修正案は『駐韓日本公使館記録』に収録されておらず、また、前後の案と比して内容に不整合さが目に付くことから本資料の正確さにはやや疑問が残る。なお藤村は1971年の論考においては、韓国の顧問・大三輪長兵衛の文書に基づき、第3次案は大三輪の主張を受け入れて公使館側が作成したもので、皇室の安全と領土の保全条項の挿入は大三輪によるものと主張していたが、『駐韓日本公使館記録』を参照した海野からの教示により1995年の書籍において自説を撤回した。藤村「日韓議定書の成立過程」、213-214頁:藤村道生『日清戦争前後のアジア政策』岩波書店、1995年、318-319頁。

このように第3次修正案は、第1条が最終案文の内容に近づき、第2条については 「誠意」が削除、第3条では「保証」から「保全」へと変更された。

さらに林公使はこの第 3 次修正案に加筆した以下の第 4 次修正案を 2 月13日に小村外相に回送した $^{51}$ 。なお、第 4 次案には後述の第 5 次案の修正内容が手書きにて上書きされているため、判読が困難な箇所が複数存在している( $\square$ が判読不能文字を表す)。

- 第1条 日韓両帝国間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ、東洋ノ平和ヲ確立スル為メ、 大韓帝国政府ハ全然日本政府ヲ信頼シ専ラ日本帝国政府ノ助言ヲ□□、 内治外交ノ改良ヲ図ル可シ。
- 第2条 大日本帝国政府ハ大韓帝国政府ノ皇室ノ安全康寧ヲ誠実ニ保証ス可シ。
- 第3条 大日本帝国政府ハ大韓帝国ノ独立及領土保全ヲ確実ニ保証ス可シ。
- 第4条 東亜大局平和ノ礎□大韓帝国ノ皇室ノ安寧□□或ハ領土ノ保全ニ危険
  □□□□ル場合ハ大日本帝国政府ハ速カニ臨機必要ノ措置ヲ取ル可シ。
  而シテ大韓帝国政府ハ右日本帝国政府ノ行動ヲ安易ナラシムル為メ、
  十分ナル□□便宜ヲ与フ可シ。
- 第5条 両国政府ハ相互ノ承認ヲ経スシテ、後来、本協約ノ趣意ニ違反ス可キ 協約ヲ第三国トノ間ニ訂立スル事ヲ得□。
- 第6条 本協約ニ関連スル未悉ノ細條ハ、大韓帝国外部大臣トノ間ニ臨機□定 ス可シ。

小村外相からは翌2月14日、修正4次案に対するさらなる加筆修正の訓令が来電した $^{52}$ 。それに基づいて完成したのが次の第5次修正案である $^{53}$ 。

<sup>51</sup> 林公使発小村外相宛電報、1904年2月13日、『駐韓日本公使館記録』第19巻、493-495頁。

<sup>52</sup> 小村大臣発林公使宛電報、1904年2月14日、『駐韓日本公使館記録』第19巻、496-497頁。

<sup>53 「</sup>明治卅七、第四稿(修正第五稿)議定書」、海野『韓国併合 外交史料』上巻、81頁;「議 定書(第五稿)|1904年2月15日、『駐韓日本公使館記録』第19巻、497-498頁。

- 第1条 日韓両帝国間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ、東洋ノ平和ヲ確立スル為メ、 大韓帝国政府ハ大日本帝国政府ニ信頼シ、大日本帝国政府ノ助言及ヒ 助力ヲ受ケ施政ノ改善ヲ図ル事。
- 第2条 大日本帝国政府ハ大韓帝国政府ノ皇室ノ安全康寧ヲ確実ニ保証スル事。
- 第3条 大日本帝国政府ハ大韓帝国ノ独立及領土保全ヲ確実ニ保証スル事。
- 第4条 第三国ノ侵害ニ依リ、若クハ内乱ノ為、大韓帝国ノ皇室ノ安寧或ハ領 土ノ保全ニ危険アル場合ハ、大日本帝国政府ハ速カニ臨機必要ノ措置 ヲ取ル可シ。而シテ大韓帝国政府ハ右大日本帝国政府ノ行動ヲ容易ナ ラシムル為メ、十分ナル便宜ヲ供スル事。

大日本帝国政府ハ前項ノ目的ヲ達スル為メ、軍略上必要ノ地点ヲ占有 スルコトヲ得へシ。

- 第5条 両国政府ハ相互ノ承認ヲ経スシテ、後来、本協約ノ趣意ニ違反ス可キ 協約ヲ第三国トノ間ニ訂立スル事ヲ得サル事。
- 第6条 本協約ニ関連スル未悉ノ細条ハ、大日本帝国代表者ト大韓帝国外部大 臣トノ間ニ臨機協定スル事。

林公使は、この第 5 次修正案を 2 月15日に韓国側に提示したところ、韓国側は独立国の対面を毀損するものと強く反発し、第 1 条、第 2 条、第 4 条に対して修正要望を提出した $^{54}$ 。翌 2 月16日には小村外相より、韓国側の修正要望を基本受け入れるとともに、若干の加筆修正の訓令が来電した。これらを踏まえて完成したのが最終案となる第 6 次修正案である $^{55}$ 。

その内容は調印された最終案文とほぼ同一のもので、第5次案からの主たる修正 点としては、主に韓国側の要望を受けて第1条の「大韓帝国政府ハ大日本帝国政府ニ 信頼シ、大日本帝国政府ノ助言及ヒ助力ヲ受ケ施政ノ改善ヲ計ルヘシ」との部分が、

<sup>54</sup> 林公使発小村外務大臣宛電報、1904年2月16日、『駐韓日本公使館記録』第19巻、498-499 頁。

<sup>55</sup> 林公使発小村外務大臣宛電報、1904年2月21日、同上、503-505頁;なお、外務省編纂『日本外交文書』第37巻第1冊の文書番号376(339-340頁)に掲載されている議定書修正案(2月17日付)は、第5次案から第6次案へ至る過程のものと考えられる。

「大韓帝国政府ハ大日本帝国政府ヲ確信シ施政ノ改善ニ関シ其忠告ヲ用ユル事」への変更であった。また、第2条については、「大韓帝国政府ノ皇室ノ安全康寧ヲ確実ニ・・ 保証スル事」が、「大韓帝国ノ皇室ヲ確実ナル親誼ヲ以テ安全康寧ナラシムル事」へと変更され「保証」が消えた。

最終的には、韓国側からの更なる要望として、第1条の「用ユル」を「容ルル」へ変更したものが最終案文となり、2月23日に調印がなされた。

締結から4日後の2月27日、官報によって日韓議定書の締結が日本国内に公示されたことは本稿において度々言及してきた。実は小村外相はその日の朝、一本の電報を林公使に発している。それが「日韓議定書公表ニ關スル件」である56。この電報において小村外相は、日韓議定書が本日の官報にて公示予定であることを伝え、韓国側でも速やかな公示を林公使に訓令したのであった(この後、韓国では3月8日に官報掲載)。なお小村外相は本電報に官報掲載予定の議定書を附記した。驚くべきはその内容である。第1条は最終案文にあった「施政」ではなく、「施設」が用いられているのであった57。

これまで明らかにしてきたように、施設を用いたのは1903年 9 月29日の小村書簡が唯一であり、その後の議定書案文において、第 1 条に「施設」を使用したものはなかった。また、締結直後に作成されたと目される議定書の複写も全て「施政」で統一されている $^{58}$ 。こうした状況から、先行研究や条約集に散見される「施設」の由来は、2 月27日の小村外相発の電報だと判断できる。

おそらくは1934年に外務省条約局が『舊條約彙纂』を編纂する際に、理由は不明ながらも日韓議定書締結を公示した1904年2月27日付けの官報ではなく、同日の小村電

<sup>56</sup> 小村外務大臣発林公使宛電報「日韓議定書公表ニ關スル件」、1904年2月27日、外務省編纂 『日本外交文書』第37巻第1冊、345頁。

<sup>57</sup> 同上。

報に附記された日韓議定書を参照したのであろう。そして30年後の1965年に外務省が新たに『日本外交年表並主要文書』を編纂した際に、『舊條約彙纂』を基に作業を行ったために誤字が継承され、今日に至るまで様々な研究にその誤字が転記されていったものと考えられる。

次に、第3条中の「保障」と「保証」についてである。これまで見てきたように日韓議定書案において「保障」が使われたのは、1904年1月19日付けの林公使が作成した第1次修正案における、「皇室ノ安寧及其領土独立ノ保全ヲ誠実ニ保障ス可シ」の一度のみで、第2次修正案において小村外相により「保証」へと変更がなされた。これは小村が、「皇室の安全康寧」と「独立及領土の保全」の保障では、意味的に重複すると考えたものと思慮された。これ以降、林による第3次案の保全を例外として、修正案では全て「保証」が使われていた。また、前節で確認したように、「保障」は「保証」と置換可能と定義されていた以上、そこには何らかの政治的意図があったとは考え難い。以上から、2月27日付けの官報において突如として復活した「保障」は、やはり官報作成者による誤字と判断する他ない。

ところで、同官報を原典としたはずの1934年と1965年の外務省編纂の条約集においては「保證」が使用されていることは既に指摘したとおりである。この点からも両資料集が編纂において参照したのは、2月27日付の官報ではなく同日の小村電信であるとの本稿の推定が裏付けられるのであった。

# おわりに

本稿は、1904年2月23日に調印された日韓議定書の第1条と第3条の語句の混交に着目し、それらの混交が生じた経緯と原因の究明を試みてきた。これまでの混交を纏めたものが、以下の表1である。

表1. 語句混交の推移

日付	文書名・作成者	第1条	第3条
1903年9月29日	小村発林宛書簡	条文未作成	だが、施設使用
1903 年末	原案・林作成	_	_
1904年1月19日	第1次修正案・林	_	保障(第2項)
1904年1月20日	第2次修正案・小村	_	第2条 保証 第3条 保証
1904 年 2 月上旬	第 3 次修正案・林	_	第2条 保証
7711 774 3	sir e seis masie 11		第3条 保全
1904年2月13日	第4次修正案・林	-	第2条 保証
			第3条 保証
1904年2月14日	第5次修正案・小村	施政	第2条 保証
			第3条 保証
1904年2月21日	第6次修正案・林	施政	第2条 -
			第3条 保証
1904年2月27日	小村発林宛電報	施設	第2条 -
			第3条 保証
1904年2月27日	日本側官報・小村	施政	第2条 -
			第3条 保障

(原典:筆者作成)

第1条の「施設」と「施政」の混交は、日韓間での密約構想を小村外相が林公使に宛 てた1903年9月29日付の書簡にこそ施設が用いられていたものの、その後に作成され た日韓議定書の案文において施設を用いたものはなかった。

実は小村は官報公示の翌2月28日、「韓国施政改善策並ニ韓国顧問官ノ人選ノ件」と題した電報を林公使宛てに発出しており59、また、5月末には先述の「対韓施設綱領」の閣議決定を得る。ここから見えてくるものは、日本が主体となって行う場合に施設、韓国が主体となり行うものに施政との、小村による使い分けである。よって想

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> 小村外相発林公使宛電報「韓国施政改善策並ニ韓国顧問官ノ人選ノ件」1904年2月28日、文 書番号385、外務省編纂『日本外交文書』第37巻第1冊、348頁。

像を豊かにすれば、日韓議定書にて既に韓国を事実上の保護国としたために主体は日本と考えた小村が、2月27日の林公使宛電報において施設を使ったとの推測も可能かもしれない。しかし、あまりに飛躍が過ぎよう。やはり現実的には、政治的な意図が存在しない単なる誤植と判断すべきである。

このように1934年に『舊條約彙纂』が編纂された以降の混交は、同書や後継の条約集を参照としたためとの説明がつくが、議定書締結からわずか6年後の1910年に喜田貞吉が何を参照として施設を用いたのかまでは分からなかった。この点については今後の検討課題としたい。

また、第3条における「保障」と「保証」の混交は、1月19日付けの林公使による第1次案では保障が用いられていたものの、小村外相による第2次修正案では保証が、林が作成した第3次案では保全が用いられていた。その後、小村外相による第5次案より保証が用いられていた。こうした経緯から考えると、第3条の語句混交も意図的なものではなく、官報における誤植と結論付ける他はなかった。

以上、本稿で着目した日韓議定書は、先行研究も指摘してきたように日本の韓国植民地政策を考える上で極めて重要な文書である。にもかかわらずこれまで日韓議定書の語句混交が放置されてきたことの意味は重大である。もしこれが日米関係だったらどうであろうか。日米安全保障条約の第6条「本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」との規定や、日米地位協定第2条「合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される」との規定において、「施設」が「施政」として誤植されたまま外務省が条約集に掲載し、それを基に研究が長年行われるという状況はあり得るであろうか。否、想像すら困難であろう。ではなぜ日韓関係においてはそれが許されてきたのか。

周知の通り日韓間には、竹島の領有権、いわゆる従軍慰安婦や強制労働への補償問題など幾つもの難題を抱えている。これらの問題は現代の法や道徳規範から論じられ、また、客観性を欠いた感情的な議論も為されてきたことで、解決の糸口が全く見えない膠着状況に陥っている。これらの解決には、政治や法律の問題として論じるのではなく、また、主観的な記憶の問題としてでもなく、精緻な資料解釈に基づく歴史問題

として客観的に捉えることが肝要ではなかろうか。それゆえにこそ単なる誤植であったとしても、語句の混交を放置してきたこと自体の問題を決して軽視すべきではないのである。

本稿が客観的・歴史的な視座に基づいた、日韓関係の建設的議論に向けた一助となれば幸いである。

# 謝辞

本稿は、大阪大学名誉教授・多胡圭一先生のご指導を受けて纏めたものである。 ここに改めて多胡先生に感謝の意を表したい。

# (巻末資料)

# 日韓議定書60

大日本帝國皇帝陛下ノ特命全權公使林權助及大韓帝國皇帝陛下ノ外部大臣臨時署理陸 軍家將李址鎔ハ各相當ノ委任ヲ受ケ左ノ條款ヲ協定ス

- 第一條 日韓兩帝國間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ東洋ノ平和ヲ確立スル爲メ大韓帝國 政府ハ大日本帝國政府ヲ確信シ施政ノ改善ニ關シ其忠告ヲ容ルル事
- 第二條 大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ皇室ヲ確實ナル親誼ヲ以テ安全康寧ナラシムル 事
- 第三條 大日本帝國政府ハ大韓帝國ノ獨立及領土保全ヲ確實ニ保證スル事

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> 原文については以下の2点を参照した。JACAR(アジア歴史資料センター) RefB02130055700、 「資料三号/別紙(亜-48)」(外務省外交史料館) <a href="https://www.jacar.archives.go,jp/das/image/B02130055700">https://www.jacar.archives.go,jp/das/image/B02130055700</a>; 林公使発小村外相宛電報、1904年2月24日、『駐韓日本公使館記録』第19巻、514-517頁。

第四條 第三國ノ侵害ニ依リ若クハ内亂ノ爲メ大韓帝國ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全 ニ危險アル場合ハ大日本帝國政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ルヘシ而シテ大 韓帝國政府ハ右大日本帝國政府ノ行動ヲ容易ナラシムル爲メ十分便宜ヲ與フ ル事

> 大日本帝國政府ハ前項ノ目的ヲ達スル爲メ軍略上必要ノ地點ヲ臨機收用スル コトヲ得ル事

第五條 兩國政府ハ相互ノ承認ヲ經スシテ後來本協約ノ趣意ニ違反スヘキ協約ヲ第三 國トノ間ニ訂立スル事ヲ得サル事

第六條 本協約ニ關聯スル未悉ノ細條ハ大日本帝國代表者ト大韓帝國外部大臣トノ間 ニ臨機協定スル事

明治三十七年二月廿三日

特命全権公使 林權助

光武八年二月廿三日

外部大臣臨時署理陸軍參將 李址鎔